

大館市農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月 12 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和6年11月12日（水）午後1時30分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1番	高坂 千悦	8番	安部 幸美	17番	畠山 繁司
2番	渡邊 久雄	9番	斎藤 重春	18番	藤盛 久登
3番	岩澤 トシ子	11番	小畑 美恵子	19番	小畑 純市
4番	富樫 俊昌	12番	嶋田 久美子		
5番	伊藤 昇	14番	渡邊 久留美		
6番	菅原 一成	15番	浅利 瑞穂		
7番	小林 大樹	16番	阿部 重信		
3. 欠席委員の氏名（ 2名）					
10番	石山 元一	13番	藤原 信雄		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	渡辺 孝義			
	係 長	工藤 学			
	主任主査	柳谷 小百合			
6. 議事録署名委員	16番	阿部 重信		17番	畠山 繁司
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 20 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 48 号	所有権移転による許可申請について（農地法第 3 条）
議案第 49 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 50 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

係長

開会に先立ちまして、本日の出席委員は定足数に達しております。

それでは、定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要となります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号16番 阿部 委員、議席番号17番 畠山 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第20号まで一括して事務局から説明願います。

局長

1ページをお開きください。業務報告であります。

はじめに、本会主催以外の会議等の出席状況であります。10月23日(水) 秋田県農業会議 第103回常設審議委員会及び第42回理事会(秋田市)

会長出席、11月2日(土) 令和6年度秋田県農業委員会大会(鹿角市) 会長ほか農業委員及び推進委員22名出席、11月5日(火) 令和6年度秋田県農業委員会女性協議会 地区別研修会(北秋田市) 岩澤委員ほか2名出席しております。

2ページをお開きください。

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

次のとおり、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

3ページをお開き願います。

解約理由については、売買するため2件、他に貸すため2件、借人が離農するため2件、借人が規模縮小するため1件、耕作不便のため1件で計8件であります。田の16筆21,444㎡、畑の2筆3,974㎡、合計面積は25,418㎡であります。

内訳ですが、4ページNo.173から174が売買するためであり、本来は5月総会で報告する予定の案件でありました。No.175から5ページNo.176までの2件が他に貸すためであります。No.177、No.178の2件は借人の離農によるものであります。6ページNo.179が経営規模の縮小によるものであります。そして、No.180が耕作不便であります。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

～異議なしの声多数有り～

議長

初めに、議案第48号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

7 ページをお開き願います。

議案第 48 号 所有権移転許可申請について（農地法第 3 条）

農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この可否について意見を求める。

8 ページをお開き願います。

共有名義の持分移転であります。田の 2 筆 363 m²であります。

別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議、よろしく願いいたします。

議長

議案第 48 号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 48 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 49 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

10 ページをお開き願います。

議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

11 ページをお開き願います。

令和6年度農用地利用集積計画（第8号）であります。

契約期間3年の1件で、田の合計面積18,665 m²であります。

12 ページにありますとおり、権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名の内訳となります。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長

議案第 49 号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 49 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 49 号について、異議なしと認め、原案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 50 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 50 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

14 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積計画（第 8 号）であります。

所有権移転の 1 件であります。田の合計面積 16,742 m²であります。

移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、所有権を移転する土地の所在につきましては、15 ページの内訳をご覧ください。

利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長

議案第 50 号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 50 号 について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 50 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

16 ページをお願いします。当面の行事予定であります。

本会主催以外の会議等として、11 月 22 日（金）秋田県農業会議第 104 回常設審議委員会が秋田市で行われます。11 月 27 日（水）農業者年金加入推進セミナーが東京都で行われます。同じく 11 月 27 日（水）県選出国會議員要請集会が東京都で行われます。引き続き 11 月 28 日（木）全国農業委員会会長代表者集会が東京都で行われます。12 月 2 日（月）の現地調査、12 月 13 日（金）の定例総会となります。

以上となります。

議長

ただ今の行事日程について何か質問等ありませんか。

議長

ないようですので、事務局からなにかありませんか。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 1 時 50 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月12日

議 長 _____

議事録署名委員 16 番 _____

議事録署名委員 17 番 _____

農地法第3条調査書

議案第48号 No.33		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市清水町五丁目・・・ 外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大阪府堺市北区百舌鳥本町1丁・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市水門町・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡人、譲受人の共有の土地で、これまで譲受人が耕作を行ってきている。譲渡人が相続による権利を取得したが県外に住んでおり、管理が出来ないため、譲渡人の持分を譲受人が取得して今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月29日、安部 幸美 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

